韌化施策に要する費用に充てるため発行について同意又は許可を得た地方債の額	充てるため発行について同意又は許可を得たもの（以下「令和元年度都道府県国土強靭化施策債六十・〇％分」という。） (イ)　(ア)に掲げる事業以外の事業に係る経費に充てるため発行について同意又は許可を得たもの（以下「令和元年度都道府県国土強靭化施策債五十・〇％分」という。） ［イ　略］ (2)　令和二年度国土強靭化施策債 ア　防災・減災・国土強靭化緊急対策事業分 (ア)　学校教育施設等整備事業（大規模改造事業等を除く。）に係る経費に充てるため発行について同意又は許可を得たもの（以下「令和二年度都道府県国土強靭化施策債六十・〇％分」という。） (イ)　(ア)に掲げる事業以外の事業に係る経費に充てるため発行について同意又は許可を得たもの（以下「令和二年度都道府県国土強靭化施策債五十・〇％分」という。） ［イ　略］ (3)　令和三年度国土強靭化施策債 ア　防災・減災・国土強靭化緊急対策事業分 (ア)　学校教育施設等整備事業（大規模改造事業等を除く。）に係る経費に充てるため発行について同意又は許可を得たもの（以下「令和三年度都道府県国土強靭化施策債六十・〇％分」という。） (イ)　(ア)に掲げる事業以外の事業に係る経費に充てるため発行について同意又は許可を得たもの（以下「令和三年度都道府県国土強靭化施策債五

韌化施策に要する費用に充てるため発行について同意又は許可を得た地方債の額	充てるため発行について同意又は許可を得たもの（以下「令和元年度都道府県国土強靭化施策債六十・〇％分」という。） (イ)　(ア)に掲げる事業以外の事業に係る経費に充てるため発行について同意又は許可を得たもの（以下「令和元年度都道府県国土強靭化施策債五十・〇％分」という。） ［イ　同上］ (2)　令和二年度国土強靭化施策債 ア　防災・減災・国土強靭化緊急対策事業分 (ア)　学校教育施設等整備事業（大規模改造事業等を除く。）に係る経費に充てるため発行について同意又は許可を得たもの（以下「令和二年度都道府県国土強靭化施策債六十・〇％分」という。） (イ)　(ア)に掲げる事業以外の事業に係る経費に充てるため発行について同意又は許可を得たもの（以下「令和二年度都道府県国土強靭化施策債五十・〇％分」という。） ［イ　同上］ (3)　令和三年度国土強靭化施策債 ア　防災・減災・国土強靭化緊急対策事業分 (ア)　学校教育施設等整備事業（大規模改造事業等を除く。）に係る経費に充てるため発行について同意又は許可を得たもの（以下「令和三年度都道府県国土強靭化施策債六十・〇％分」という。） (イ)　(ア)に掲げる事業以外の事業に係る経費に充てるため発行について同意又は許可を得たもの（以下「令和三年度都道府県国土強靭化施策債五